

事 務 連 絡
平成26年10月31日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成26年度中にデータ提出加算の届出（様式40の7）を行うために
必要な手続きについて

「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第58号）によって、7対1入院基本料（一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及び専門病院入院基本料）、地域包括ケア病棟入院料及び特定一般病棟入院料（注7に規定する施設基準）の施設基準として、データ提出加算の届出を行っていることが規定されたところです。

これらの入院基本料等を平成27年4月1日以降も引き続き算定する、又は平成27年4月1日から新たに算定を開始する予定の医療機関（平成26年3月31日時点でデータ提出加算の届出を行っている医療機関、DPC対象病院及びDPC準備病院を除く）が当該施設基準を満たすためには、平成26年度中にデータ提出加算の届出（様式40の7）を行うことが必要となります。

そのためには、平成26年11月20日までにDPCデータ提出開始届出書（様式40の5）を地方厚生（支）局に届け出た上で、平成26年12月及び平成27年1月の試行データを提出し、厚生労働省保険局医療課からデータ提出通知を受けることが必要となるため、届出漏れ等が生じないように当該取扱いについて遺漏なきようご対応をお願いいたします。